

1. 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具漁法の制限

魚種	漁具漁法	規模
あゆ	竿釣	毛針釣り 友釣り（ルアー釣りについては、4本以内、針素15センチメートル以内）
いわな及びやまめ（さくらます）	竿釣	竿釣

(2) 遊漁期間

魚種	期間
あゆ	6月16日以降の組合が定めて公表する日から12月31日まで
いわな及びやまめ	3月1日から9月30日まで
さくらます	3月1日から8月31日まで

(3) 全長の制限

魚種	全長
いわな	15センチメートル
やまめ	
さくらます	

公表は、組合及び組合が委託する柴田釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(4) 禁止区域

区域	期間
二ツ屋床止から上流300mまでの区域	1月 1日から12月31日まで
二ツ屋床止から下流大海川海浜橋上流端までの区域	10月 1日から12月31日まで(あゆに限る)

2. 遊漁料の額及びその納付の方法

遊漁料の額は次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学児のときは無料、小・中学児童生徒又は障害者手帳保持者のときは、次表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具漁法	有効期間	遊漁料
あゆ	竿釣	1年	5,000円
いわな及びやまめ（さくらます含む）	竿釣	1年	3,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納入するときの遊漁料は、遊漁料に手数料1,000円を加算した額とする。

(1) 大海川漁業協同組合事務所 (2) 竹中ストア (3) 柴田釣具店 (4) 河上商店 (5) 河合谷即売所